

平成23年2月8日  
名古屋税関

## 平成22年の不正薬物等に係る摘発状況について

名古屋税関は、平成22年の1年間に管内の空港や港湾等において不正薬物等を摘発した実績をまとめましたのでお知らせします。

### 1. 不正薬物等

主な不正薬物<sup>\*注1</sup>の摘発件数は27件。覚せい剤・大麻等の押収量<sup>\*注2</sup>は約13,810グラム。向精神薬等の錠剤型薬物の押収量<sup>\*注3</sup>は2,857錠。

覚せい剤については、摘発件数が10件(対前年比43%増)と過去5年で最高。押収量も、約9,357グラム(同22%増)と高水準であった。

大麻については、摘発件数が5件(同67%増)となっているものの、押収量は約10グラム(同96%減)と大幅に減少した。

一方、麻薬については、コカインの摘発件数が4件(昨年並)となっているものの、押収量は約4,443グラム(対前年比32%増)と過去5年で最高であった。また、その他の麻薬の摘発として、モルヒネ含有錠剤、コデイン含有錠剤の摘発があった。

\*注1: 主な不正薬物とは、覚せい剤、大麻、あへん、麻薬、向精神薬を指す。

\*注2: 覚せい剤・大麻等の押収量とは、重量で計上する覚せい剤、大麻、あへん、麻薬の合計重量を指す。

\*注3: 向精神薬等の錠剤型薬物の押収量とは、錠数で計上する麻薬、向精神薬の錠剤型薬物の合計数量を指す。

### 2. その他

不正薬物以外のもので、主な関税法違反事件は以下のとおり。

- ◆偽造株主優待券 8,663冊の密輸入事犯を告発(4月、12月)
- ◆商標権を侵害するゲーム周辺機器 203点の密輸入事犯を告発(10月)
- ◆商標権を侵害するゲーム周辺機器 150点の密輸入事犯を告発(12月)

主 な 摘 発 事 例 ( 概 要 )

■ 覚 せ い 剤 事 犯

【事例 1】

中部外郵出張所は、平成 22 年 2 月、フィリピン共和国から到着した国際スピード郵便物の輸入検査において、郵便物内に隠匿していた、

覚せい剤 0.201 グラム  
を摘発した。



【事例 2】

中部空港税関支署は、平成 22 年 4 月、タイ王国から中部国際空港に入国したオーストリア人男性が体内に隠匿していた、

覚せい剤 約 431 グラム  
を摘発した。



**【事例 3】**

中部空港税関支署は、平成 22 年 10 月、香港から中部国際空港に入国した台湾人旅客の携帯品検査において、携帯品内のインスタント飲料内に隠匿していた、  
覚せい剤 約 1,757 グラム  
を摘発した。



**【事例 4】**

中部外郵出張所は、平成 22 年 12 月、中国から到着した国際スピード郵便物の輸入検査において、郵便物内に隠匿していた、  
覚せい剤 1.35 グラム  
を摘発した。



## 大麻事犯

### 【事例 5】

中部外郵出張所は、平成 22 年 7 月、フランス共和国から到着した国際スピード郵便物の輸入検査において、郵便物内に隠匿していた、  
大麻樹脂 6.379 グラム  
を摘発した。



## その他

### 【事例 6】

名古屋税関は、平成 22 年 4 月、中国から偽造株主優待券 8,663 冊を密輸入しようとした日本人男性らを、また同年 12 月、密輸に関与した中国人を告発した。



**【事例 7】**

名古屋税関は、平成 22 年 10 月、中国から商標権を侵害するゲーム周辺機器 203 点を密輸入し、また密輸入しようとした法人等を告発した。



**【事例 8】**

名古屋税関は、平成 22 年 12 月、中国から商標権を侵害するゲーム周辺機器 150 点を密輸入した法人等を告発した。



## 名古屋税関における主な不正薬物等の摘発実績

種類	年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	前年比(%)
覚せい剤	件	-	8	6	7	10	143%
	g	-	11,318	11,393	7,648	9,357	122%
大麻	件	16	21	14	3	5	167%
	g	523	55,861	10,083	258	10	4%
大麻草	件	10	17	13	3	4	133%
	g	130	26,389	10,082	258	4	2%
大麻樹脂	件	6	4	1	-	1	全増
	g	393	29,472	1	-	6	全増
あへん	件	-	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
麻薬	件	9	5	5	5	6	120%
	g	2,250	10	711	3,374	4,443	132%
ヘロイン	錠	144	17,488	1,473	6,745	999	15%
	件	1	-	-	-	-	-
コカイン	g	1,667	-	-	-	-	-
	件	3	2	2	4	4	100%
MDMA等	g	584	10	708	3,374	4,443	132%
	錠	123	15,691	1,464	6,745	-	全減
ケタミン	錠	123	15,691	1,464	6,745	-	全減
	件	3	2	1	1	-	全減
メチロン	錠	123	15,691	1,464	6,745	-	全減
	件	3	2	1	1	-	全減
その他の麻薬	錠	123	15,691	1,464	6,745	-	全減
	件	3	2	1	1	-	全減
向精神薬	錠	123	15,691	1,464	6,745	-	全減
	件	3	2	1	1	-	全減
合計	錠	123	15,691	1,464	6,745	-	全減
	件	3	2	1	1	-	全減
銃砲	件	2	1	2	-	2	全増
	g	-	-	3	-	-	-
けん銃部品	錠	21	1,797	9	-	999	全増
	件	2	1	2	-	2	全増
合計	錠	21	1,797	9	-	999	全増
	件	2	1	2	-	2	全増
銃砲	件	8	2	2	8	6	75%
	錠	1,912	740	1,666	4,890	1,858	38%
けん銃部品	錠	1,912	740	1,666	4,890	1,858	38%
	件	8	2	2	8	6	75%
合計	錠	1,912	740	1,666	4,890	1,858	38%
	件	8	2	2	8	6	75%
銃砲	錠	1,912	740	1,666	4,890	1,858	38%
	件	8	2	2	8	6	75%
けん銃部品	錠	1,912	740	1,666	4,890	1,858	38%
	件	8	2	2	8	6	75%
合計	錠	1,912	740	1,666	4,890	1,858	38%
	件	8	2	2	8	6	75%

- (注) 1.税関が摘発した密輸事件に係る押収量その他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。  
2.覚せい剤は、覚せい剤及び覚せい剤原料の合計数量を示す。  
3.MDMA等は、MDMA及びMDA等の合成麻薬の合計数量を示す。  
4.ケタミンは、平成18年3月に麻薬及び向精神薬取締法に基づく「麻薬」に指定され、平成19年1月1日より施行。  
5.メチロンは、平成19年1月に麻薬及び向精神薬取締法に基づく「麻薬」に指定され、同年2月3日より施行。  
6.端数処理のため数値が合わないことがある。  
7.数量の表記について、「0」とは0.5g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。  
8.平成22年の数値は速報値である。